

特定資産取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人上田市スポーツ協会（以下「本協会」という。）における定款第4条第1号から第10号までに掲げる事業の円滑な推進と、安定した事業運営を図ることを目的に、定款第12条に基づき、本協会の特定資産の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、特定資産とは、貸借対照表及び財産目録において管理される、特定の目的のために積み立てた資産とする。

(管理・取崩し等)

第3条 特定資産は、貸借対照表及び財産目録において目的を示した名称を付し、他の資産と明確に区分して管理する。

2 特定資産は、その目的である支出に充てる場合、又は、公益目的事業の遂行に必要な場合には、理事会の決議により、特定資産の全部又は一部を取り崩すことができる。

(積立)

第4条 特定資産には、理事会の決議を受けた金額を積み立てることができる。

2 前項に規定する場合のほか、その事業年度に公益目的事業の剰余が生じたときは、その全部又は一部を特定資産に積み立てることができる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則（令和3年10月28日理事会決議）

この規程は、令和3年10月28日から施行する。

附 則（令和4年3月1日理事会決議）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。